

新型コロナウイルス感染症緊急対策資金

< 受付期間を再延長しました >

新型コロナウイルス感染症の影響で、売上げが落ち込む等業績が悪化している区内中小企業者を支援するため、受付期間を再延長します。また、令和3年8月1日から下記の内容に拡充しています。

資金使途

運転資金

申込限度額

2,000万円



返済期間

7年以内 (据置12か月以内含む)

実質金利

0.2% (年利2.0% 区の補助1.8%)

信用保証料

区が全額補助

受付期間

令和6年3月29日まで

金融機関や保証協会による審査の結果、融資を受けられない場合があります。

< 申込みできる方：以下のすべての要件を満たす事業者 >

- 中小企業信用保険法に定める中小事業者であること
- 区内に主たる事業所を有すること
法人：本店登記地及び事業実態が区内にあること
個人：事業所及び営業の本拠地が区内にあること
- 区内において引き続き1年以上事業を営んでいること
- 特別区民税（法人は法人都民税）、区民税事業所課税分を滞納していないこと
- 墨田区暴力団排除条例に規定する暴力団関係者ではないこと。
- 最近1か月の売上高が、前年（又は前々年）同月比で5%以上減少していること
- 最近1か月と今後2か月を含む売上高の見込みが、前年（又は前々年）同月比で5%以上減少することが見込まれること

一本化できます

< 必要書類 > 納税証明書以外の必要書類はコピーをご用意ください

- 墨田区商工業融資申込書、直近の確定申告書及び決算書（電子申告の場合は受信通知（メール詳細）があるもの）、法人の場合は法人都民税の納税証明書の原本
- 確認書（ホームページからダウンロードできます）
- 最近1か月の売上高の実績と、その後2か月間の売上高の見込みの分かる書類（試算表等）及び、前年（又は前々年）の売上高の実績が分かる3か月分の書類

< 問い合わせ・連絡先 >

墨田区産業観光部 経営支援課

5608-6183（直通）